

道路管理者が行う交通規制の根拠

★道路法（通行の禁止又は制限）

第46条

道路管理者は、下記においては交通の危険を防止するため、
区間を定めて道路の交通を禁止・制限をすることができる。

道路の破損、欠壊その他（※）の事由により交通が危険であると
認められる場合

※災害級の吹雪や路面凍結・積雪等

★事前通行規制

大雨や台風による土砂崩れや落石等の恐れがある箇所については、
過去に記録などを元にそれぞれ規制の基準点を定め、災害が発生する前に
通行止などの規制を実施し、道路の利用者の安全を確保する。

国道334号線の場合

斜里町字 日の出ゲート～斜里町ウトロ西ゲート間

通行規制開始	24時間連続雨量	140mm
通行規制解除	雨がやみ4時間経過し安全が確認され次第	

道道093号線の場合

カムイワッカゲート～国道334交点ゲート間

交通規制開始	時間雨量	30mm
	24時間連続雨量	70mm
通行規制解除	雨がやみ4時間経過し安全が確認され次第	

詳しくは下記までお問い合わせお願い申し上げます。

国道： 北海道開発局網走開発建設部 網走道路事務所

電話 0152-43-4328

道道： 北海道オホーツク総合振興局

網走建設管理部斜里出張所

電話 0152-23-3141